

近世後期南紀における貨幣流通

岩 橋 勝

1 はじめに——問題の所在——

近世の西日本において、一見銀遣いと見まがう銭匁遣いは、銀遣いの中心地である大坂から隔たった九州（薩摩藩領を除く）や中国西部（主として防長二国）、四国西部（伊予・土佐二国）で広範に確認できる。これら西南日本地域はそれぞれの地が、大坂・京都などとの隔地間取引の際はともかくとして、地域内での取引では上方の影響を受けないで、独自の貨幣流通のスタイルを確立していたことを物語っている。

ところがおなじ西日本で大坂に近接した播州では、とても例外的とは思えない頻度で銭匁遣いが18世紀末から幕末期まで行われていた¹⁾。おなじ山陽路に面しながら、大坂に対してより遠隔地にある広島藩領や岡山藩領ではまったく銭匁遣いはなかったのに、なぜ播州で行われるようになったのか、その要因を探ることは残されたままであった。とはいえ播州地方に残存する貨幣流通関係史料から、この地域の銭匁遣いの、いわゆる西南日本地域と対比した際の特徴をつぎのように概括することができた。①銭1匁の内実量、すなわち銭匁の実体は固定されておらず、時々の銀銭相場に従って変動していた。②都市・町場だけでなく、農村部においても銭匁遣いに並行して銀匁遣いがあり、その状況に即応するように、銀匁札と並んで銭匁札がともに広範に流通していた。③播州内の銭匁遣いは一様でなかった。竜野藩（5万石）や小野藩（1万石）などの

1) 岩橋勝「播州における銭匁札流通」（近畿大学『商経学叢』79号，1984），および同「播州における銭匁遣い」（『松山商科大学60周年記念論文集』1984）。

姫路（15万石）・明石藩（8万石）ほどは大きくない藩領や、旗本領および関東諸藩の飛地など、いわゆる非領国的地域で銭匁遣いが多く見られた。逆言すれば領国的性格の強い姫路藩・明石藩領で銭匁遣い例を見出すことはまれであった。

「銭遣い経済圏」²⁾析出の一つの指標ともいえる銭匁遣いが、あきらかに銀遣いと思われる地域で多用されていた事実をどのように解釈すればよいか。近世後期の西南日本を中心に広範に見られる銭匁遣いの本質を探るうえでも、このような銀遣い地域での銭匁遣いを分析することは有用である。本稿は、播州と同じように大坂に近接しながら、銀遣いに並行して銭匁遣いが多用されていた南紀・田辺地方を中心に観察し、近世後期貨幣流通の実態に接近するものである。

紀州における銭匁遣いは、もともと本研究の出発点である銭札流通の全国的観察を行った際に目にとまっていたものである³⁾すなわち、荒木豊三郎編『お札』は高野山大徳院御貸附所発行の「銭1匁札」が多種出回っていたことを示している⁴⁾しかし、これらの札の引請人は大坂・兵庫・播州加東郡（出張所）などの出入り商人と見られ、しかも『紀州紙幣史の研究』によればこれら大徳院札についての主たる写真が掲示されている⁵⁾が、「銭1匁札」は1例のみで、大半は「銀1匁札」であった。つまり、高野山札から周辺地域が銭匁遣いであるという確証を得るのはきわめて困難であったのである。ところが、1996年に刊行された『田辺市史』第6巻近世史料編は随所に銭匁勘定の記録を含んでおり、意外にも南紀地方で銭匁遣いが盛行していたらしいことがあきらかとなった。本稿は紀州全体の貨幣流通実態の把握に留意しながら、田辺地方の銭匁遣い関

2) 「銭遣い経済圏」の定義については岩橋勝「徳川後期の『銭遣い』について」（『三田学会雑誌』73巻3号、1980）、および同「近世後期金融取引の基準貨幣—豊後日田千原家史料を中心として—」（『松山大学論集』11巻1号、1999、とくに2-3頁）を参照されたい。

3) 前掲、岩橋勝「徳川後期の『銭遣い』について」。

4) 荒木豊三郎（三郎兵衛）編『お札』（改訂版）1968、私家本、382-4頁。

5) 紀州古泉会編『紀州紙幣史の研究』1985、三重県郷土資料刊行会刊、742頁。なお、この写真によれば、同札は文久3年発行、札元は「大阪（ママ）日本橋二丁目近江屋吉兵衛、ウエダ九良兵衛」、小替所が「播州加東（郡）コウタカ国屋伊八郎」他となっており、高野山領播州飛地で流通したものではないかと思われる。

係史料の検索・収集を実施した、いわばその暫定的な調査報告である。

2 紀州における貨幣流通の分布

はじめに紀州地方の貨幣流通の模様を鳥瞰しておこう。その方法として一連の本研究で踏襲してきた、売券および借用証文でどの貨幣を基準貨幣としていたか(このことは即、授受された貨幣の種類をも示すものではない)という状況を中心に観察することとする。

和歌山県立文書館に収蔵されている、比較的数量のまとまった売券や借用証文を調査⁶⁾したところ、多くの県内地域の基準貨幣は、近世前期は米ないし銀貨、中期以降は銀貨であった。すなわち、まず15世紀後半から幕末期まで、もっとも長期にわたって約250通の土地売券が残存する那賀郡荒見村(現粉河町)北(喜多)家の場合を見よう。ここでは寛正2年(1461)から天文11年(1542)までの中世売券7通も含まれていて、それらはすべて銭建て(直銭)であった。約半世紀の空白を経て、慶長3年(1598)以降近世の動向をほぼまんべんなく知ることができ、元和4年(1618)までの6件は1件(銀)を除きすべて米建てであった。ところが同7年(1621)以降、銀建てに転じた後は、近世前・中期はもとより、19世紀30年代に至るすべてが銀建てで推移した。天保11年(1840)、はじめて金建てが現れ、銭建てもその2年前と、さらにさかのぼって寛政12年(1800)に現れるが、いずれも「銭匁」ではなく、「貫文」であった。この後金建てが若干目につくようになるが、慶応末年まで主流は銀建てであった。紀ノ川沿岸にあって、高野詣での際の和歌山と九度山のほぼ中央に位置するこの村では、中世より近世移行期にこそ一時的な「米遣い」が見られるものの、古い時代より貨幣経済が展開していたことがうかがわれる。そして、土地取引にあたって、銭遣いはほとんどなかったことも判明する。

6) 以下、本節で注記のない史料はすべて和歌山県立文書館架蔵になるものである。

つぎに、日高郡中津川村(現川辺町)岡家の場合を見ると、正徳以降明治初年に至る期間、約200通余の売券(例外的に宝永2年、銀札建て1件あり)があり、うち天明頃に至る23件はすべて米建てであった。寛政・享和期(1789-1803)が残存しないが、銀建て売券の初発例は文化元年(1804)である。以降、19世紀に米建て売券はわずか3例を見るのみで、慶応期の金建て1件を除くすべては銀建てであった。19世紀の売券のみで少なくとも150件以上あり、銭建て証文は「貫文」表示も含めてまったく残存していない。日高川下流域の山間部に位置するこの村では、18世紀にいたるまで貨幣経済がほとんど浸透せず、19世紀に入ってようやく銀建て取引が展開するようになったことがわかる。

また、かならずしも長期にわたる史料群ではないが、海部郡木本村(現和歌山市)高橋家文書には享和期(1801~)より文久期(~1863)にいたる19世紀の売券および借用証文が57通ある。うち20通ある売券はすべて銀建てであり、残りの貸借証文も大半が銀建てであった。金貨表示の証文があっても「代銀」の但し書きがあり、授受された貨幣が金貨であっても貸借の基準貨幣が銀貨であったことを示している⁷⁾。このほか同家文書には、借用証文を取り交わした際の控え簿である「手形入控帳」類が文化一万延期(1804-60)にわたって40冊ほど残っているが、ここでも90%以上は銀建てであった。銭建てでの取引が1割近く記録されているが、すべて貫文表示であり、しかも銀建てよりも小額でのケースが多く、「代銀」に換算された。典型的な銀遣いの地域といっていよう。

和歌山城下に近接する沿海部農村の例として、海部郡梅田村(現海草郡下津町)中尾家文書のうちの田畑売買・貸借関係史料を見てみよう。延宝7年(1679)から幕末期まで70通が残存するが、当初より銀建てであって、米建てはまったくない。どちらかといえば天保—安政期により集中しているとはいえ、どの期も

7) 一般的には、証文のはじめに記載された金額が取引の基準貨幣であるが、ここにおけるケースのように基準貨幣が金貨で授受された貨幣が銀貨であるとは、丁銀が減少していた当時、ありようもなかったであろう。

ほぼまんべんなく利用でき、享和3年(1803)の山林譲り証文ではじめて銭(貫文)建てを見るが、大半は銀建てである。明治期に入り、銀目廃止のためすべて銭(貫文)建てとなるが、取引額の但し書きとして銀目が添え書きされる場合もある。近世においてこの地域で銀遣いが強固であった証左となる⁸⁾

そのほか日高郡以北の紀州各地で断片的な売券・借用証文を見るかぎり、銭建てが優位である事例は見出せず、くわえて銭匁遣いの事例は皆無であった。ところが、やや南下して牟婁郡内の売券類を調べていくと、銭匁遣いがかならずしも例外的でなく使用されていることが判明した。次節以下でその詳細を紹介しよう。

3 南紀における銭匁遣いの始期と分布

南紀牟婁郡では銭匁建ての売券・借用証文を多く見ることができるが、郡内の地域や時期により一様ではない。その状況を、史料を家別に見ることによりはじめに概観しておこう⁹⁾

和歌山藩の付家老、安藤氏の城下である田辺町から会津川を北北東に約2里半遡った、山間部に位置する秋津川村の坂本家には安永4年(1775)以降の6通の売券が残されている。そのうち、文政2年(1819)12月、村内の兵之介が磯平に「下山田15歩」(高2升5合)の農地を「銭48匁8分」で売り渡した証文がある。ただし、嘉永期にいたる他の売券はすべて銀建てであって、この地域

8) 和歌山県立文書館架蔵、中尾家文書、安政2年5月「日掛銭受渡帳 い組 梅田村」によれば、正月より月ごとの集銭額が、大の月は480文、小の月は464文となっていたが、4月は4匁6分4厘、5月は4匁8分というように、銭匁建て記載に転じ、同4年8月まで33か月の合計も148匁1分4厘と銭匁で示されている。この帳簿に続く、安政4年9月「日銭掛請取帳 い組」では冒頭より、(9月分)3匁6分、(10月小)3匁1分9厘というように、銭匁で記載してある。次節でふれるように、紀州地方では田辺藩領以外に銭匁遣いを確認することが困難であるが、本藩和歌山城下に近いこの地でこのような事例が見られるのはおおいに注目される。

9) 以下、とくに断らない史料はすべて田辺市史編纂室が同市史編纂のために収集した史料を閲覧利用したものである。その際、同室主査の藤井寿一氏に格別の便宜をいただいた。ここで謝意を表したい。

が19世紀に入って銭匁遣いに転換したようには見えず、むしろ兵之介売券が例外的なように見える。

現田辺市の南東に隣接する町である『上富田町史』史料編上(1995)は、文政元年(1818)生馬谷村「諸御用留帳」を紹介し、この中で同元・2年の売券および借用証文の控え記録もある。そこでの基準貨幣は銭匁建てが5件含まれており、銀建て、米建てと混在している(pp.152-165)。また、同町内の岡村文書によれば、文化12年(1815)に村内松林等利用権を競り落とした記録があり、いずれも銭匁建てであった(p.309)。この地域では秋津川村と異なって、銭匁遣いは例外的ではなかったことがわかる。

この町内を貫通する富田川を4里ほど遡った、現中辺路町域にある温川村東家の売券が16件残存しているが、慶安4年(1651)より天保期までに関するかぎりすべて米建てか銀建てであり、銭匁建ては万延元年(1860)のみである(『中辺路町誌』史料,1992年,pp.683-701)。借用証文は幕末期に7件見ることができ、1件の銀建て以外はすべて金建てであった。

ところが、同『町誌』によれば、おなじ地域でも内井川村や沢村では天保以降、銭匁建てが一般化した(後掲付表3参照)。すなわち、能城家には文化2年(1805)より慶応4年(1868)にいたる109件の借用証文が残されているが、銭匁建ては天保6年(1835)にはじめて現れて以降、従前の米建て主流に代わって幕末期にいたるまで取引基準貨幣となった。ただし、同表を注意深く観察すると、天保8年、10年、文久2年の3つの事例を除くと、銭匁建て証文はすべて「割濟御連中」宛てであった。これは10人前後で組織化する金融講の一種、いわゆる親頼母子において、当たり鬮で講金を得る講員が講の仲間に差し入れた質地証文である。当たり金としては100目前後から500目前後とまとまっても、一人当たり掛け金規模はさほど高額ではなく、ために銭匁のまま勘定されたものと思われる。幕末にいたる個人的な貸借の事例は多くはないが、判明するかぎり銭匁よりも金建ての方が多かった。流通貨幣の実態、すなわち比較的小額な掛け金を集積した講の当たり金はそのまま銭匁で、取引の規模があ

る程度まとまった額となりやすい個人的な貸借では授受に便宜な金貨が使用されるという当時の状況を反映しているものと思われる。

より田辺町に近接した地域を見てみよう。田辺の北西1里余に位置する芳養田尻村で庄屋の任にあった片井家には延宝5年(1677)より幕末にいたる176件の売券が残っている。その詳細は後述するが、18世紀のものは24件と多くなく、大半は19世紀に入ってからのものである。銭匁でもっとも遡れるのは文化9年(1812)であり、それまでは銀建てが、さらに天明年間(1780年代)までは米建てが主流であった。銭匁建ては文政期以降より主流となるので、田尻村では土地売買に関するかぎり文化末年に銀建てから銭匁建てに転換したといえる。ところが、同家の借用証文を見ると、銭匁の初出は寛政7年(1795)であり、文化期にかけて銀建て、米建てとほぼ併用されているので、さらに20年ほど遡ることができる。

田辺町の浜沿い南東に隣接する新庄村では、幕末にいたるまで銭匁建て取引は定着したように思われぬ。すなわち、同村内の榎本家には寛延4年(1751)より幕末にいたる土地集積を記録した「田畑山林帳」が残っている。ここでは田辺町や同村および近隣の商人・農民(取引相手であきらかに商人と思われる何々屋という屋号を名乗るものが29件ある)から山林・農地・屋敷地・塩浜などを同家が買い取った内容が示されているが、銭匁建て取引は全期間合わせて89件中、わずか3件にすぎなかった。最初の事例は享和2年(1802)、ついで文化15年(1818)、安政4年(1857)であった。18世紀末までは米と銀、19世紀に入ってからほとんど銀建てのみとなり、1850年前後に若干金建てが現れている。

以上是个別の家文書から観察したが、つぎに地域を限った公用記録から銭匁建て取引の始まりを探ってみよう。前述の新庄村も含み、田辺町の周囲に隣接する伊作田、谷、糸田、湊、西谷、神子浜の各村からなる田辺組の大庄屋を代々

10) 「田辺万代記」は1991年より清文堂より全18巻で翻刻された。以下の引用では、「田辺町大帳」(1987年より全22巻刊行済)、「田辺御用留」(1998年より全18巻刊行中、いずれも清文堂刊)とともに、翻刻本の巻数と頁でその箇所を明示する。

務めた田所家が記録した「田辺万代記」⁹⁾には、江戸時代全般にわたる公用を中心とした金銭勘定記録がある。これによれば、新庄村では18世紀にまで遡って観察できなかった銭匁勘定はかならずしも一般的ではないが、部分的に見ることができるとができる。

若干の例示をすると、享和元年(1801)3月14日付けで、西谷村庄屋が田辺城外徒士町火用心番として村内のエタを毎夜2人ずつ45日使役した記録があるが、その際、扶持米の他に「小屋建之竹木縄俵稿代」として「銭6匁3分」を大庄屋に請求している(10巻, pp. 418-9)。また、寛政12年(1800)閏4月9日の項に、藩用で遣い人足を延べ22人使用し、人足賃として銭1貫74文が下げ渡されることとなったが、その内訳が「2匁28文」というように、銭匁と混記されている(10巻, p. 293)。ここでは、後に触れるように、1匁が銭100文を表し、銭文勘定が銭匁勘定に移行する過程を示す貴重な事例となっている。

さらにその前年7月、肥後天草の女巡礼10人が西谷村を通りかかった際、2人が疱瘡のため養生・逗留し、そのまま病死した際の所持品の検分記録がある。すなわち、

「
 覚
 一単物式ツ 細帯式ツ 代拾壹匁八分
 一銭拾三匁
 一同壺ノ式百拾五文 代拾壹匁六分七厘
 ノ三拾六匁四分七厘 (『万代記』10巻, p. 191) 」

衣類2点と銭貨を持っていて、それぞれ代価が示されている。それらのうちはじめと終わりの合計額は銀匁のようにも見えるが、2項目が銭匁であり、3項目の銭文勘定が銭匁に換算され、それらが合計額と一致していることから、この勘定が銭匁で通されていることがわかる。ここでは銭1匁は約104文であった。

さらにその前年の寛政10年5月9日の項に、松植え人足扶持として田辺組が藩当局から受け取る米4斗8升7合5勺を銭35匁1分で換算した記録がある。

(10巻, pp. 40-1)

このように、田辺町に隣接する地域でも 18 世紀に遡って銭匁勘定例を見ることはでき、もっとも早期の例としては、「田辺万代記」によるかぎり今のところ宝暦 2 年 (1752) 10 月であった。すなわち、城下権現宮の堀普請を行った際、郷役として務めた普請労務以外の宿雑用は田辺町が負担することとなり、米 1 斗 2 升と銭 2 匁 9 分 2 厘が田辺組の湊村、糸田村、西ノ谷村に渡された。(3 巻, p. 258)

18 世紀後半の銭匁勘定例はとくに明和・安永期に少なからず確認できるが、以上観察したように、まとまった金額で使用されることが少ないのが特徴的であった。すなわち、賃銭・人足賃、寺社への布施、路銀など、単価が小額であるケースが多い。ところが、18 世紀前半まで遡ると、このような事例でも銀貨が用いられており、銭匁勘定が近世のある時期から使用されたことを示す。

一方、田辺城下町に関しては、町会所が記録した「田辺町大帳」により貨幣使用状況が知られる。ここでも 18 世紀前半までは、たとえば貞享 2 年 (1685) に町内から徴収した小額入用が銭貨であっても「銭文」建てであったり (1 巻, p. 47)、享保 10 年 (1725) に町内料理人賃金の基準が「1 人前 1 匁 5 分」と、後になれば銭建てが一般的となるような事例でも銀建てで示されている (1 巻, p. 292)。さらに、享保 20 年 2 月、「切支丹判取入用銭」として「丁 5 貫 653 文」を集めたが、これが「銀 69 匁 7 分 9 厘」に換算されている (2 巻, p. 157)。つまり、小額勘定で銭匁が使用されるような状況が現れていない。ただ 1 例、享保 16 年 7 月、「薪代 銭 1 匁 2 分 5 厘」という記事 (2 巻, p. 87) があるが、前後関係から判断して「銀 1 匁 2 分 5 厘」の誤植の可能性が高い。

田辺町内でも銭匁勘定の使用は 18 世紀後期に入ってからであった。すなわち、明和 4 年 (1767) 7 月 3 日、雨乞いのため馬駈け興行が町内松雲院で開催されることとなり、その際の芳養組から雇用した乗人 4 人の手当てや祝儀・酒肴費等が次のように記録されている (4 巻, p. 147)。

「

覚

一錢五百文	乗人 はや 四人, 他 壹人
一同六百文	宿賄入用
一同三匁壹分弍り	さかな うり す代とも
一同壹匁	はやへ遣し申候人足賃
一同拾五匁八分	酒壹斗壹升代
一同三拾弍匁	金弍歩代 松雲院へ御初穂
メ六拾九匁壹分八り	

ここで、初めの2費目は銭文表示だが、第3費目以降は銭匁表示となっている。しかも勘定に銭文建てでも含まれているのに、合計は銭匁で一括されている。2費目の小計、銭1貫100文は合計と銭匁費目小計との差額、17匁2分6厘と等しいわけであるから、1匁あたり銭量をみると63文73に相当し、これは当時の銀銭相場に一致していると思われる。だとすれば、ここでは銭匁でも銀匁でもよかったわけで、銭匁勘定が銀匁と同価値で当初成立したことを示している。

さらに同年10月、若山岩瀬村から送られた御咎の百姓4人を田辺城下の下長町獄屋で収容することとなり、その経費、10日間につき約銀40数匁を地元で立て替えることとなった。田辺での入牢は3か月におよび、10月26日若山に移ったが、その最終日1日のみの経費内訳が銭匁建てで記されている。すなわち、「雑用銀」として「銭五分」、「日用賃銀」として「同九分」であった(4巻, p. 159)。ここでも「銀5分」を誤記した疑いも残るが、小額な単位であるため、銀建ての貨幣授受を実際には銭貨でやりとりしていて、実際に合わせて記帳したものと思われる。さらに、安永7年(1778)4月、不動院延寿大峯初入勧化により「集銭六匁遣ス」(5巻, p. 364)という記録もあり、18世紀の第4四半世紀には小口勘定で銭匁が用いられ始めたことがうかがわれる。ただし、田辺町内ではこのころより銭匁勘定が多少とも目につくようになるものの、勘定の主流はあくまでも銀匁であった。銀匁に並んで、銭匁もよりひんぱんに記録されるようになるのは天保期あたりから、とくに1850年代以降である。

享保期以前、とりわけ17世紀の取引において銭匁勘定が用いられなかったか

どうかについては史料制約もあって断定は難しい。すでに見た中辺路地方、東家のケースでは17世紀中期にまで売券を遡って見ることはできたが、少なくとも元禄期には銀建てが一般的となっており、それ以前は米建てと推定された。また、三栖組大庄屋真砂家が記録した「万留帳」でも地域内でやりとりされた借用証文の控えを見ることができ、元禄2年(1689)より正徳元年(1711)の8件に関するかぎり米建てか銀建てであった。ただし、宝永5年(1708)4月「岡山子ノ三番川なり代日用ちん」として真砂新助が預かった額は「錢壹匁五分」とあり、続く項には「薪留かけ人足賃」11人分を「銀九匁二分」受け取っている。すでに18世紀初期においても、小額の銀匁計上については実際に授受されたであろう錢貨を区別することをもって「錢匁」記載が始まったことが考えられる¹¹⁾ さらに、川越渡し錢のような単価の小さなものは当初より錢文建てであった。(『田辺市史』第7巻, 1994年, p. 532)

4 錢匁の実体とその定着化

前節での観察により、錢匁勘定は銀建て取引で小額なものを錢貨でやりとりする場合に、18世紀に入ってより例外的に始められたように見える。したがって、当然のことながら南紀地方で一斉に始まり、定着したわけではない。どちらかといえば山間部では錢匁の定着化が田辺町やその近辺地域に比べ遅れたようにも見えるが、田辺城下に隣接する新庄村榎本家のケースのように比較的まとまった売券を見ても、錢匁建てが例外的であった地域もある。田辺町に関してもどの時点で錢匁勘定が定着したと判断してよいか、問題は残されている。以下、これらについて考察しよう。

はじめに、錢匁の内実、すなわち1匁あたりの錢量がいかにほどであったかを確認する。すでにこれまでに例示した錢匁で内実のわかるものを見ると、田辺

11) もっとも、紀州本藩・田辺藩ともすでに当時銀札が発行されていたので、札を錢匁遣いされた可能性もある。

藩領以外の唯一の銭匁遣い例であった海部郡梅田村中尾家でも、「田辺万代記」における寛政11, 12年でも同時期で判明する上方銭相場の動向に一致していた。つまり、紀州における銭匁遣いは西南地域のように固定されたものではなかったように見える。

このあたりの状況を他の事例からもう少し詳しく見よう。次の史料は安永2年(1773)9月、田辺町の谷屋長右衛門が御切手米を買い受けた際の代銀支払い内訳を記録したものである。これは銭貨が銀貨の代用流通貨幣として使用される過程で、「銭匁」表示されたことを明白に示すものであろう。

「一御切手米六石四斗 石五十七匁かへ

此銀三百六拾四匁八分

内

百廿貳匁六分 播源包

廿七匁四分 谷長包

貳百拾四匁八分 銭

(『万代記』5巻, p.197) 」

ここで「播源」「谷長」とは、両替屋ないしそれに準じて町内で信用のある商人であろう。かれらが包封した銀貨を合わせて150目と、残銀214匁8分を銭貨で支払ったのである。銀建てで取引している以上、銭貨で支払う分は当時の銀銭相場で銀貨に等しくなくてはならない。ために、「銀214匁8分に相当する銭貨」として銭何貫文としないで、一挙に銭匁表示としたのである。

さらに「万代記」は安永2年10月、本藩の四番・周参見両組山林懸り合のため三番・朝来両組大庄屋等が出張した際の入用、銭24匁1分5厘と米1斗4升7合(此銀8匁5分3厘)を負担割符させるために、「銭匁」32匁6分8厘と、ここでも銀匁と銭匁を同価値で用いている。(5巻, p.209)

銀匁と銭匁の混記例は、つぎのように天明期でも確認できる。

「 覚

一銀拾貳貫五百四拾四匁九分五厘貳毛

古金屋佐市諸役所引負高

内

貳貫七百六拾六匁六分

此米五拾貳石貳斗 御代官所有出米ニ而入
 壹貫八百貳匁

此米三拾四石 切手ニ而戻ル
 貳貫五百五匁五厘

佐市諸道具市売ニ而入
 錢五貫四百七拾壹匁三分三厘四毛 不足

右之通不足錢ハ一類共方上納仕候様被仰付可被下候, 佐市家屋敷藏ともいまた売
 払不申遣し可申候, 少々ハ無利年賦ニ取立可遣早々払立候様被仰付可被申候, 以上
 午八月 御勝手方 (『大帳』6巻, p.198)

これは天明6年(1786)藩の出入り商人古金屋佐市が藩への債務銀12貫余を
 抱えたまま破産したため、親族にその弁済を行わせるために御勝手方が佐市の
 資産を調査した記録である。負債総額は銀高で示されているが、残り資産によっ
 て埋め合わせない不足高は錢高で示されている。これまでの錢匁遣いの事例
 では錢1貫目を越えるような用例はほとんどなかったのであるが、ここでは本
 文でも「不足錢」と明示されているので銀匁の誤記でないことは明白である。
 このような高額勘定でも錢匁が用いられたのは、それが銀匁と同価値で勘定さ
 れていたからであろう。

ところが、寛政期になると、つぎのように銀匁と錢匁が乖離する事例が目につくようになる。

「一当秋有田光明院勸化銀取替割賦申通

覚
 一銀四拾三匁 歩入
 此錢四拾四匁三分五厘
 内
 拾三匁三分 江川 三匁 下長町 六匁 本町
 五匁 上長町 三匁 袋町 貳匁五厘 紺屋町
 貳匁五分 片町 五匁五分 北新町 四匁 南新町

(『大帳』6巻, p.376)

これは寛政元年(1789)有田にある光明院の勸化銀を町会所が立て替えた際、
 田辺8町と田辺の隣町の江川浦が割賦負担した内訳を示したものである。ここ
 で勸化銀として納入したのは銀貨、少なくとも銀建てであったが、地元で分割

賦課した際は錢匁で勘定したことが明白である。問題は銀43匁に注記された「歩入」の意味である。西南日本の錢匁遣い地域でこのような場合、錢匁が銀札の価値で表され、札が実質的に錢、すなわち札錢として扱われ、札価が下落して額面との差額を埋めるため「歩入」が必要となることが多い。しかし、田辺地方でこの時期に銀札が流通していた事実を示す史料は確認できないばかりか、状況証拠すらない¹²⁾

そうすると、この「歩入」は何であろうか。一つの解釈は、銀錢相場の変動を調整したとするものである。すなわち、明和末年以降の錢貨大量鑄造＝錢価低落により、それまで比較的安定していた銀錢相場は錢安となり、錢1匁の内実量、すなわち1匁に相当する錢貨の枚数はそのつど増加していったはずである。化政期までにはそれはおおよそ100文前後に収束したが、寛政初年はまだ安定していなかった。したがって、この期の事例の錢匁内実量は判明しないが、1緡の錢量が錢相場下落によって銀1匁分に不足すれば、当然、歩入りさせなければならない。ちなみに、この期の上方の錢相場は銀1匁あたり錢103文であった。1緡を100文でまとめて「錢1匁」と勘定されているならば、3文あたりの錢相場下落には3%の歩増しが必要となり、上の事例で「銀43匁」を確保するには「錢44匁3分5厘」を集める必要があったのである($44.35 \div 1.03 = 43.0$)。

もう一つの解釈は、錢相場変動がなくても、当時すでに正銀が十分出回らなくなりつつあり、どうしても現銀が必要な際には特別な手数料を求められ¹³⁾その歩合が3%であったとするものである。明和期に始まる錢相場の構造的下落は天明期にはほぼ収束していたので、第1の解釈が正しいとすれば「歩入」は少なくとも安永期のこの種記録に示されていてしかるべきであった。丁銀は安

12) ただし、『御用留』2巻の45頁、および175頁によれば、天保13、14年には銀札が授受されたり、所持されたりした記載がある。さらに、『南部町史』史料編、1、135頁には、中村において文久2年、「札」が銀匁の95%で評価された記載も認められる。

13) 同様な状況が幕末期大坂両替商の間で生じていたことを、田谷博吉氏は紹介している。(*「幕末期関西の流通貨幣」大阪府立大学『歴史研究』14号、1972、9頁*)

永元年(1772)に始まる南鐮二朱銀の主たる鑄造源として鑄つぶされていったので、この時期急速に流通界から姿を消していったのである。

銀匁と銭匁が乖離した事例を『田辺御用留』第4巻により、もう一つ示そう。藩の出入り商人、阿波屋宇助が嘉永元年(1848)に破産したのであろう、持ち船7艘と家財衣類一切を藩の関係役人立会のもと売り立てられることとなった。この「家財衣類」の代金は仲買口銭を差し引いて「代銭」2貫726匁4分6厘となり、「此銀」2貫596匁6分と併記されている(p.265)。さきの事例とは異なって、ここでの銀1匁は銭1.05匁、つまり5%の歩入り($2,726.46 \div 2,596.6 = 1.05$)となっている。この時期、大坂では天保14年(1843)以来、銭1貫文を銀10匁とする公定相場が採用されており、これは銀1匁あたり銭100文の相場となる。ところが、『田辺町大帳』17巻によれば、相場公定中の弘化4年(1847)8月に96文通用であり、公定終了前年の嘉永2年6月においても96文通用であった(p.201, p.344)。あきらかに田辺が大坂より銭高であり、銀匁を銭匁に換算する際に銭匁表示の額が小さくなってしかるべきである。にもかかわらず、銭匁表示の額が大きかったから、少なくともここでの事例の限り、銀銭相場変動を調整するために「歩入り」を行ったとはいえない。寛政元年光明院勸化銀の歩入り事例はどちらともとれるが、ここでは嘉永期と同様、集めた銭貨を現銀に両替する際3%の手数料を要し、その分だけ銀銭相場に上乘せされたものと解釈しておきたい。嘉永期には流通銀貨はより減少し、手数料が5%に増加したと考えられる。

以上見たように、田辺地方の銭匁の実体は、西南日本のように銀銭相場の変動にかかわらず一定量の銭貨を表すものではなく、幕末まで銀銭相場変動により内実量の変わる、つねに銀匁と価値の等しいものであった。ただし、19世紀に入って正銀の流通量が減少すると、実際に現銀を授受する場合は一定の歩入りが必要とされた。それにしてもこのように、基本的には銀遣いの地域でなぜ一定時期に銭匁遣いが例外的にではなく現れてくるのか、銀遣いの本拠地である上方とは異なった様相をまだ説明することはできない。そこで以下ではその

手がかかりを得るため、田辺地方の銭匁遣い定着化をより具体的に観察しよう。

すでに第3節で紹介したが、定着化の過程を見るため、同一の地点でもっとも多量でまとまった売券および借用証文の利用できる芳養田尻村の片井家の事例をいま少し詳細に観察しよう。表1は付表1を10年ずつの期間(第1期と最終期を除く)に分け、売券の基準貨幣(授受された貨幣ではなく、取引の建値となった貨幣)がどのように推移したかを概括したものである。第1期は延宝5年(1677)まで遡れるものの残存数がわずかであるが、すべて米建てであった。天明末年にはじめて銀建てが現れるとしばらくは米建てと併用されるが、あきらかに銀建て優位に転じ、19世紀の最初の10年期には圧倒的に銀建て取引が主流となる。ところがそれもつかの間、文化9年(1812)から現れた銭匁建てはただちに銀建てとほぼ並立的に推移した。そして、どちらかといえば1820年代から40年代にわたって銭匁建ての方が優位であったにもかかわらず、幕末に向かって急速にその勢いを失っていった。19世紀初頭まで根強かった米建ては天保3年(1832)を最後に姿を消した。しかも、付表1に注記したように、この最後の米建て売券では授受された貨幣は銀貨であったことが象徴的である。あきらかに、米は当初、銀貨に代わる貨幣として機能していたことを物語る。19世

表1 芳養田尻村片井家売券の基準貨幣 (件数)

期 間	米	銀	銭匁	金	計
1677-1780	12				12
1781-1790	3	3(1)			6
1791-1800	2	4			6
1801-1810	6	25(3)			31
1811-1820	4	13	9(1)		26
1821-1830	2	5	7		14
1831-1840	1	17	18		36
1841-1850		6	9	1	16
1851-1860		11	5	1	17
1861-1867		10	1		11
計	30	94	49	2	175

注：カッコ内数字は米と銀、ないし米と銭匁の内数。

紀に広く出回ったとされる金貨による建て値での取引はわずか2件にとどまっております。この地域における金貨、とりわけ計数銀貨の流通が不十分であったことを示唆する。

以上の基準貨幣の推移が、おなじ片井家の借用証文(附表2)ではどうであったろうか。天保末年までしか観察できないが、同様な方法で表2に示した。そうすると、米建ての動向はほぼ同様ととらえてよいが、銭匁建てはとくに1820~30年代において銀建てを大きく上回っており、その勢いははるかに強くなっていることが売券観察とは異なっている。しかも、銭匁建てはすでに見たように売券の事例より17年早い寛政7年(1795)から始まっている。売券の場合、銭匁建てが始まる直前の10年間で25件もの銀建て取引があったのに、おなじ期間に借用証文では銀建て・銭匁建てともに3件ずつあったので、あきらかに売券の場合は銭匁建てよりも銀建てを選好する事情が存在していたと考えねばならないであろう。その事情としては、18世紀末には、銭相場の低落モードがまだ支配的ななかにあつて、1、2年間で決済することの多い貸借では農民がより利用しやすい銭匁で取引することもあったが、数年ないし10年期限で売渡主に買戻し請求権が認められていた土地売買取引では、相場低落気味の貨幣は用いられがたかったためと当面解釈しておきたい。19世紀に入り、銭相場の底値安定がより明確になるにつれ、正銀流通量の減少も進んで、銭匁建て取

表2 芳養田尻村片井家借用証文の基準貨幣 (件数)

期 間	米	銀	銭匁	金	計
1788	1				1
1795-1799	1	1	2		4
1801-1810	3	2	4		9
1811-1820	4	4	5		13
1821-1830			4		4
1831-1840	3	5	16(1)	4(2)	28
1841-1842			2	1	3
計	12	12	33	5	62

注：カッコ内は銭匁と米、ないし金と銀・銭匁の内数。

引がより多くなったのであろう。

片井家における動向を、より山間に位置する中辺路地方、能城家売券と借用証文で確認しよう(表3, 表4を参照)。ここでも米建ては18世紀末まで、貸借でも土地取引でも主流であったことを示唆する様子が読み取れる。ただし、借用証文では1840年代まで米建ても使用されていることが目につくが、これは銭匁建て証文の突出と同様、取引の特性によるものである。また、片井家の場合と同様に19世紀の初めは米建てから銀建てに取引の主流が移ったとってよ

表3 中辺路・能城家借用証文の基準貨幣 (件数)

期 間	米	銀	銭匁	金	計
1805-1806	3	1			4
1817-1819		1		1	2
1832-1840	16	3	8	3	30
1841-1849	4		32	4	40
1851-1860			22	1	23
1861-1868	1	1	6	1	9
計	24	6	68	10	108

表4 中辺路・能城家売券の基準貨幣 (件数)

期 間	米	銀	銭匁	金	計
1733-1790	3	1(1)			4
1791-1800	2	3			5
1801-1810	2	8			10
1812-1815	1	3			4
1834-1840		2	1	2	5
1841-1843		1	1	1	3
1859		2			2
1862		1	1		2
計	8	21	3	3	35

注：カッコ内は銀札の内数。

いが、借用証文における銭匁建ての突出は異様である。これはすでに前節で紹介したように、借用証文の大半は内井川村を中心とする農民が加入した金融講で鬮当て金を得た講員の質入証文である。もっとも高額な場合で、天保15年(1844)正月同村弁二郎が下田1反歩を質物として差し入れた、銭595匁の証文である。多くは200目以下であり、500目を越えるような場合には金7両2歩とか、9両というように金建てになる事例もあり、銭匁は比較的小額取引で用いられている¹⁴⁾ もっとも、

14) もっとも、たとえば金9両2歩の証文の場合、19人分の掛け金であったが、個別の講員が掛け金を納める段階から金貨であったとは考えられない。鬮当たり人に渡される際に金貨に両替され、ために金建ての証文が差し入れられたのであろう。

さきの高額銭匁例では17人分の講掛け金を鬮当てたのであり、1人1回あたり掛け金は35匁にすぎない。このように比較的小額な取引がほとんどであったので、能城家に残る借用証文は銭匁建てが大半であったのである。同家売券では、事例件数は限られるが、どちらかといえば銀匁優位であり、さらに銭匁最高額が320目であったのに対して、それ以上の取引額が銀匁では8件もあったように、より高額な場合は銀匁か金建て、小額な場合は銭匁と、ある程度の使い分けが行われていたものと考えられる。

この銀匁と銭匁の使い分けの手がかりを得るため、売券でもっとも事例の多い片井家について時期別、金額別に見てみよう。

表5 片井家売券の金額別内訳 1811-1867 (件数)

期 間 基準貨幣	1811-40		1841-67		全期	
	銀匁	銭匁	銀匁	銭匁	銀匁	銭匁
0- 50匁	2	5			2	5
51- 100	2	3	1		3	3
101- 200	4	7	1	2	5	9
201- 500	9	6	5	6	14	12
501-1,000	9	5	7	3	16	8
1,001-2,000	6	5	3	4	9	9
2,001匁以上	2	1	9		11	1
計	34	32	26	15	60	47

表5は銀匁と銭匁がほぼ拮抗して現れる1811年以降を2期に分け、取引金額を適当に区分して件数の分布を見たものである。1840年までは、銀匁、銭匁ともにどの金額でもまんべんなく用いられ、

どちらかといえば200匁以下のような小額取引で銭匁、1貫目や2貫目規模の取引では銀匁という傾向は認められるが、決定的なものではない。1810年代のみに限定すれば、銭匁は8件すべてが200匁以下であったのに対して、銀匁13件はすべての金額帯に分散していた。銭匁が使用され始める時期に関するかぎり、小額取引に限定されていたとあってよいであろう。1840年代以降は全般的に取引額がより高額となる。銭匁も1貫文相当額以上が30年代より珍しくはなくなるが、2貫文を越えるものはすべてほとんど銀匁のみとなる。

銭匁取引はこのように銀匁取引と対比した時、ある程度の使い分けが認められたが、それ以上に目につくことはとくに1850年代以降、銭匁使用の勢いが小

さくなっていることである。それに伴って、片井家売券を見るかぎり、いったんは錢匁と並立することになった銀匁が取引基準貨幣としての地位を回復している。ここで留意すべきは、幕末に向けて流通貨幣の主流を占めたはずの、計数銀貨を含む「金貨」が、この地域では意外なほど売券や借用証文で用いられていないことである。表1～4に見たように、片井家、能城家ともに売券では1830年代以降若干現れるが無視できる件数であり、借用証文では売券より目立つ件数ではあるが錢匁の件数にはおよばない。これらの証文はこの地域の流通貨幣の実態を反映しているであろうか。つぎに、この問題を検討してみよう。

5 流通貨幣の実態—盗難記録を中心に見る—

田辺地方の金融取引で授受された貨幣を検討するに先立って、「田辺町大帳」や「田辺万代記」（天保11年より「田辺御用留」と改称）に記録された盗難貨幣を見ておこう。取引の基準となった貨幣と実際に授受された貨幣は、かならずしもつねには一致しないからである。また、盗難の対象となる貨幣は日常の支払いのためや受取でストックされているものであって、備蓄のため退蔵されていたものも含んでいたであろうが、多くは流通貨幣に充てられたものと見ることができる。観察対象地域は田辺城下と、隣接周辺地域の在方から構成される田辺組である。表6が編年で摘出した記録の概要である。

もっとも古い盗難の記録は「万代記」安永4年（1775）12月で、千束村において衣類・剃刀などとともに「錢20匁程」が盗まれた。ここでは「文錢にて」と具体的注記があり、たんなる計算単位でないことがわかる。ついで、おなじ「万代記」の安永6年4月と、寛政12年（1800）4月の例をともに示すと、つぎのとおりである。

[事例②]

「一加納屋与惣右衛門方へ廿二日夜、盗人這入候由御尋ニ付相調書上
覚

表6 田辺町貨幣盗難記録

年月日	盗難貨幣額	盗難場所	備考
①安永4.12.14 (1775)	銭20匁程, 文銭にて	千束村, 盗難先不詳	衣類・剃刀など盗品のうち(「万」5巻, p. 421)
②安永6.4.21 (1777)	銭箱ニ凡120~130目(内小引出ニ古銭6~7匁)籠ニ凡銭7~8匁程と銀70~80目程	江川, 加納屋与惣右衛門方	(「万」6巻, p. 34)
③寛政12.4.21 (1800)	銭凡80~90目程, 銀13~14匁程, 南鐮2片, 金1歩分の銭ないし小玉銀22~23匁	南新町三栖屋平兵衛方店	打破された銭箱を松原で発見(「万」10巻, p. 303, 「大」8巻p. 26)
④寛政12.7.4 (1800)	銭75匁	庄蔵宅カ	松原で銭箱打破を盗人が自供(同上, p. 323)
⑤天保2.2.29 (1831)	銭箱ニ小式朱2ツ, 銭凡30目程	上長町堅田屋喜兵衛隣上店	(「大」14巻, p. 206)
⑥天保2.7.29 (1831)	銭200目と, 備中屋清右衛門預書200目	北新町加納屋金兵衛上ヶ店	(「大」14巻, p. 232)
⑦天保6.4.6 (1835)	入置銭119匁	荒光, 儀左衛門方	(「万」18巻, p. 34)
⑧天保7.10.23 (1836)	金2両3朱(紙入れ・財布計3ツの合計額), 銭50目, 銀2匁	松原, 喜兵衛宅	(「万」18巻, pp. 200-1)
⑨天保14.6.6 (1843)	銭箱, 40~50匁程入り	江川浦, 富田屋仁兵衛宅	(「用」2巻, p. 186)
⑩弘化2.4.9 (1845)	銭200目(4把に分けて)	西ノ谷村瓦屋長右衛門方	(「用」3巻, pp. 34-5)
⑪嘉永元.3.28 (1848)	銭44匁	新庄村橋谷幸七土蔵	(「用」4巻, p. 210)
⑫嘉永2.6.25 (1849)	銀札2枚	伊作田村谷, この方	衣類12点とともに盗難(「用」5巻, p. 146)
⑬嘉永2.9.27 (1849)	金2歩入り紙入れ	新庄村勘助	(「用」5巻, p. 195)
⑭嘉永5.8.20 (1852)	銀札41匁	袋町三栖屋十平方	(「大」18巻, p. 227)
⑮嘉永6.7.11 (1853)	大銭箱(凡300目入), 小銭箱(40目余入り1ツ, 10目余り入り1ツ)	新庄村松次宅	(「用」7巻, p. 79)
⑯安政元.2.20 (1854)	銭2匁	南新町俊蔵方	衣類9点と共に追込に遭う(「大」18巻, p. 364)
⑰安政元.3.24 (1854)	銭8分, 金1歩2朱, 銀札3匁	袋町油屋善吉方	(「大」18巻, p. 368)
⑱慶応元.9.14 (1865)	銅銭凡140~150目程(銭箱入)	干鯛屋毛兵衛方	(「大」21巻, p. 366)
⑲慶応元.10.2 (1865)	当百銭45枚, 銅銭通用300目余り, 銅銭50目(但90文), 銅文銭取交凡120匁程, 四文銭少々	干鯛屋毛兵衛方	(「大」21巻, p. 366)

典拠: 「大」 『紀州田辺町大帳』
 「万」 『紀州田辺万代記』
 「用」 『紀州田辺御用留』

一錢箱ニ凡百式三拾目入

此箱ニ小引出有

内ニ古錢六七匁、やすり式丁、鋌へら一

一籠ニ凡錢七八匁程と銀七八拾匁程入

右当月廿一日夜盜まれ申候、以上

加納屋与三右衛門

四月廿六日

小山善藏殿

喜右衛門殿

利右衛門殿

(『万代記』6巻, p. 34)」

[事例③]

「一同(申5月)十一日、南新町追ヒ込善吉吟味被仰付、会所ニて尋盜賊改方町組小頭下御目附仲間立合、右ハ四月廿一日夜南新町三栖屋平兵衛方店之錢箱松原ニ打破有之、背戸口路次口明ケ候て盜出候体尔と誰とも不相分候へとも、其宵ニ酒取ニ来候節善吉も參紛敷様ニ店方之者申ニ付如此

覚

一錢凡八九拾目程

一式拾式三匁程

是ハ一口酒代金壹歩へ錢足受取候、尤錢か小玉カルと分不申候

一銀拾三四匁程

一南鐐式片 是ハ慥ニ受取御座候

右之通ニ御座候、錢銀共十七日と廿一日迄五日之間溜ニて御座候、御尋ニ付書附指上申上候、以上

南新町年寄 平兵衛

(『万代記』10巻, p. 303)」

事例②は田辺町の西隣・江川浦の加納屋が盜難に遭って町年寄に報告したもので、錢箱と、当座支払い用に店先に置いていたものか、錢貨と銀貨を持ち去られている。盜難金額は控えがなかったため記憶によって示されており、その概数から錢が約140目、銀が約70数匁と、錢貨の方が多く用意されていたことがわかる。事例③は田辺町内で、金、銀、錢それぞれ取り交ぜて錢箱に入ったまま盜難にあったものが、町はずれの松原で打破された状態で箱のみ発見された。この事件は「田辺町大帳」にも記録されており、こちらによれば「(四月)

十七日と廿一日迄五日之酒錢ニ御座候へはいくら共相知不申候」(8巻, p. 26)とあり, 5日分の酒売上代金のごっそりと持ち去られたことがわかる。ここで有用な情報は, 第2項目の「貳拾貳三匁程」の注記である。すなわち, 一分金(銀15~16匁に相当)に錢貨を足した形で受け取ったか, あるいは小玉銀を足して受け取ったか, 記憶が定かでない, と記されていることであって, 流通貨幣はきわめて多様であった。しかも一分金に足した額に相当する7~8匁(錢700~800枚)程の額がすべて錢貨で授受されることを示している。このケースでも, 流通貨幣として充てられた割合は半分以上が錢貨であることが判明する。

この後, 元治2年(慶応元 1865)10月まで, 合わせて19例知ることができるが, 盗難対象になった貨幣はほとんどが錢貨であり, しかも被害額が多くても500匁前後どまりであって, 意外に少ない。こうした事情の一端をあきらかにするために事例⑮の, 嘉永6年(1853)7月, 新庄村松次宅の盗難を詳しく見てみよう。この事件は11日夜前, 松次宅背戸口(裏口)の壁を切りとって2人が入り込み, 外には別に2人程が見張りをしていた模様であった。盗み出したものは, 錢箱大小3箱, 小紋毛綿3反, 包丁6挺であった。侵入最中に家人が目覚まして気づいたが, 盗賊に包丁をつき立てられて声を出せなかったため, 盗品が外に搬出され, 解放されてからようやく大声を上げ, 近隣の人々が駆け付けた。盗賊たちはあわてて盗品を持ち, 逃げたが, その重さに見えかねたのか, 途中の山畑で一部を風呂敷に包んで隠し置き, 一部はそのまま置き去りにした。結局, 持ち去ったのは小錢箱2つに入っていた錢50匁余と, 包丁3挺にすぎなかった。

ここで当時流通していた錢貨の重量を検討してみよう。19世紀半ばともなると, 近世前期に錢貨の基本であった銅1文錢は幕府に回収されるか, そうでないものは民間に退蔵されて, ほとんど出回らなくなっていた。1文錢としては大半が鉄錢で, この時期のものは1枚が約7分(=約2.6g)の重量であった。ここで盗難に遭った錢貨のすべてが鉄錢であり, 1匁の内実が100文だとすると, 大錢箱の中身はなんと21貫匁(=78.75kg, 300×100×0.7)となる。かりに,

真鍮四文銭（1枚は1.4匁）ばかりであったとしても10.5貫匁（ $300 \times 25 \times 1.4$, 39 kg余）あり、やはり抱えて逃走するには容易な重さではなかった。小銭箱の中身を合わせた50匁余は13 kg余であり、分けて持てばかろうじて逃走できる量といえる。

事例⑩の、弘化2年(1845)4月、西ノ谷村瓦屋長右衛門が盗難に遭った際は、銭200目を「4把」に分けて搬出されたことが判明している。この「1把」とは銭50目であり、鉄銭ならば上の例とおなじ13 kgで、かろうじて大人が抱えられる重さであり、容量であったろう。ちなみに、銭50目は、1匁を100文とし、それを1緡とすれば、合わせて5千枚、緡にして50緡となる。重さも限界的といえるが、容量も持ち抱えるのに限界的であった。

このように、表6において意外に盗難額がささやかな額にとどまったのは、流通貨幣の主流が銭貨であったことを示している。しかもそれらの多くが、1匁を時々銀銭相場に等しい枚数の緡にくくって使用したのであって、銭文勘定を使用することはきわめてまれであったようだ。銭匁がたんなる計算単位にとどまらず、具体的に緡にくくって日常的に使用されたことは以上によって明白となったであろう。

実際に貨幣を授受するとき、どの貨幣を使用したかを記録する事例は少ない。判明する限りを示すと表7のとおりである。事例①は前節でも引用したように、代銀で計上された御切手米6石4斗分の約4割はたしかに現銀で支払われたが、残り6割近くは銭貨（銭匁）が使用された。事例②の御伝馬・馬持共が拝借銀774匁を藩府から受け取った際は、「18枚」で受け取ったことが注記されていて、丁銀が寛政末年でもまだかなり流通していたことが知られる。おなじ拝借銀は事例⑬のように幕末期でも行われている。しかし19世紀に入ると正銀は急速に減退し、たとえば事例⑧のように山林売渡代銀750目のうち正銀支払いは半額にとどまり、残りは銭払いであった。小額・端数での支払いにもっぱら用いられると理解されている銭貨がこのような用いられ方をされれば、この地域では相当にまとまった銭需要があったことになる。事例⑦でも、山林売渡代銀

は全額錢匁で支払われた。

田辺城下では事例④のように、すでに文政期に銀建ての藩立替金決済にあたり、金貨が相当にまとまって使用されていた。町内での金貨の使用も天保期には始まったようで、他の地域と比べるとやや遅いといわねばならない。その事例⑤の内容を紹介しよう。

「一同日(天保2年3月6日)下長町に先日病死仕候作兵衛安兵衛入用并所持之品売払、

表7 田辺地方で実際に使用された貨幣

年月	使用状況	使用場所	備考
①安永2.9 (1773)	御切手米代銀364匁8分のうち214匁8分は錢貨で	城下, 谷屋長右衛門	(「万」5巻, p.197)
②寛政13.2 (1801)	拝借銀774匁を(丁銀)18枚で	御伝馬・馬持共	(「万」10巻, p.426)
③文化4.2 (1807)	大殿様奥熊野への途次御成之節下宿たちへ被下候錢3貫600文	城下, 宿12人	(「大」9巻, p.14)
④文政11.9 (1828)	藩立替銀約13貫匁を金貨で受取	城下, 富田屋林右衛門	(「大」14巻, p.64)
⑤天保2.2 (1831)	止宿人病死の際の医師謝礼は南鐐1片, 寺布施・石塔料は金貨, 初七日布施は錢1匁	城下, 下長町	(「大」14巻, p.206)
⑥天保6.11 (1835)	遠州秋葉山へ2名代参路用・祈禱料として銀144匁	伊作田村2名	(「万」18巻, p.100)
⑦天保10.3 (1839)	山林1カ所売渡「為代銀」錢300目受取	芳養田尻村宅兵衛	片井家文書
⑧天保11.6 (1840)	山林2カ所売渡代銀750目のうち, 半分は銀払い, 半分は錢払い	内井川村百姓中	『中辺路町誌』p.604
⑨天保13.8 (1842)	難船積荷拾い貰銀407匁6分を, 金6兩1歩, 銀札7匁, 錢6分で	南部組・田辺組	(「用」2巻, p.45)
⑩天保14.5 (1843)	若山医師奉公人殺害され, 所持金が金1歩, 銀札40目, 4文錢2枚, 戎小判1枚	田辺組西谷村	(「用」2巻, p.175)
⑪嘉永4.5 (1851)	御救扶持米代銀27匁分1厘を金1歩と(銀ないし錢)11匁8分9厘で受取	田辺組	(「用」6巻, p.63)
⑫嘉永6.6 (1853)	雨乞祈禱料金2歩(従来は銀を使用)	田辺町松雲院	(「用」7巻, p.57)
⑬文久元.3 (1861)	拝借銀774匁を丁銀18枚で	御伝馬・馬持共	(「大」20巻, p.199)
⑭文久2.11 (1862)	清和講取銀2貫200目を金26兩2歩2朱と札4匁7分5厘, 錢2厘で	田辺町松屋和七	(「大」21巻, p.62)

典拠：「大」 『紀州田辺町大帳』
 「万」 『紀州田辺万代記』
 「用」 『紀州田辺御用留』

左之通ニ御座候段申出候

覚

一八十八匁九分七厘 木代米代炭代酒代穴掘ちん桶代, 其外看病人工賃其外いろいろ

一八匁三分 南鐮壹片へ 医師へ礼物

一卅三匁三分 金貳分 御寺へ布施

一十六匁六分 同壹分 石塔料

一壹匁 初七日布施

ノ百四拾八匁七リ

内百四十一匁壹分 金貳兩貳朱代

貳拾目 かわご掛物輪鉦合羽袋并茶わん

貳匁 箱膳 壹

八匁 こはく代

ノ百七十一匁四分

差引廿三匁三分三厘過

右之通ニ相成申候, 尤過錢之儀ハ御寺へ差上可申と奉存候

(『大帳』14巻, p.206)』

これは美作から当町に止宿していた安兵衛という者がそこで病死し、止宿先で要した費用や法要・埋葬代を所持金や遺品売払代でまかなって、残金処理を記録したものである。計算単位は銀匁か銭匁か判然としないが、両者が基本的に同価値であったからどちらでもよいであろう。また、安兵衛の所持金は2両2朱であったが、旅行者として価値が高くかさばらない金貨が所持されたことも当然である。問題は実際に医師やお寺へ支払われている、比較的小額な貨幣として、ようやく南鐮二朱銀が登場し、一分判とともに文政期に入って発行の始まった文政二分判が使用されているらしいことである。とにかく天保初年には田辺町でも流通貨幣として金貨（計数銀貨を含む）が使われ始めた。

事例⑨は、田辺近辺で海難にあった船の積み荷回収に田辺組と南部組の領民が携わった際与えられた手当ては銀匁勘定であったが、両組が受け取った貨幣は金6両1歩、銀札7匁、銭6分と、大半は金貨であった。天保13年には金貨の授受は田辺町周辺地域まで広がっていたとあってよい。この後、幕末期でもたしかに正銀が授受された⑬のような事例もあるが、それまで銀貨で奉納する

のが定式であった雨乞い祈禱料が嘉永6年ともなると小額ながら金2歩と、金貨での奉納となっている。象徴的には、銀匁や銭匁での勘定・掛け金授受が一般的であった講金の授受が、勘定はいぜんとして銀建てであるが、文久2年には金貨でやりとりされている事例^⑭であって、盗難記録ではさほど明確に把握できなかった金貨の主流通貨としてのこの地域での地位が見えてくる。

ではなぜ盗難記録に金貨が多く登場しなかったのであろうか。さきに確認したように、銭貨を鉄1文銭で1人の盗賊が持ち出そうとしてもせいぜい50目(約13kg)程度であって、その価値は金1両分にも満たなかった。逆言すれば、貨幣を備蓄するには金貨で所持しておくのがもっとも容量少なく、より安全な場所に保蔵できたのである。日常の小額支払いのために用意したり、受取って蓄積される銭貨量は相当な嵩となり、それを収納する銭箱は盗賊に侵入された際まずはじめに目につくものであって、盗難対象になりやすかったと思われる。このような事情が盗難記録により多く銭貨が登場したのであって、流通貨幣の状況をうかがうには表7の方がより実態を反映させていると見ることが出来る。

それにしても、1830～40年代には土地取引上で銭匁建てと拮抗するほどとなり、基準貨幣の地位を銭貨に譲るかに見えた銀建て取引は、その後ふたたび復活して幕末にいたっている。流通貨幣としては主流の地位をまず銭貨に、ついで金貨に譲った銀貨がなぜ幕末まで取引基準として根強く残ったのであろうか。これに関しては、まず第一に、表5で確認したように、時とともに取引単位が大きくなる傾向があり、取引総量も大きくなったので、銭貨供給が需要に見合わず、銭貨は結局、小口取引や端数処理用のほんらいの役割に回帰したであろうこと、ついで第二に、では取引基準がなぜ金貨に移行しなかったかという疑問が湧き上がってくるが、この地域が銀目経済の本拠地である大坂により近く結ばれていて、田辺地方も銀目空位化のネットワークに覆われざるを得なかったことが展望し得る。

6 む す び

銀遣い経済の本拠地大坂に近接した地域における例外的な銭匁遣いの事例として、従来、播磨地方が知られていたが、本稿により南紀田辺地方の銭匁遣いの実態を観察することによって、近世の貨幣流通の実相により接近することができた。本稿での考察の要約と、残される論点をあげれば以下のとおりである。

- 1) 紀州では南紀田辺藩領以外、銭匁遣い例はほとんどない。売券・借用証文での基準貨幣を見るかぎり、近世初期よりある程度の貨幣経済が展開した都市・宿場などでは前期より銀建て、しかし多くの地域は近世前期は(地域により中期まで)米建てであり、中期以降銀建てが主流となったようだ。銭建て取引があっても「銭匁」ではなく、「貫文」建てであった。金建て取引は天保期以降見られるようになるが、幕末まで主流は銀建てであり、山間地では18世紀末まで米建てが一般的であったようだ。
- 2) 田辺藩領では18世紀後半より銭匁建ての取引が町会所日記等で散見されるようになるが、その先駆は享保期(1716-35)に小口勘定における銀匁の代用から始まったように見える。ただし、おなじ田辺藩領でも城下、山間地、城下周辺で銭匁遣いの展開は異なっており、またおなじ旧家文書における売券と借用証文でもその使用例の始まりには若干のタイムラグが認められた。
- 3) 田辺藩領における銭匁遣いの特徴として、西南日本地域のように1匁の銭量が固定されておらず、おおむね時々の銀銭相場に連動していた。ただし19世紀に入って、「歩入り」が生じ銭匁の内実量と銀銭相場に乖離が生じた。また、西南日本の銭匁遣い地域では在地内取引での基準貨幣がおおむね銭貨となるが多かったが、田辺地方では銀匁と併用されており、しかもその際、どちらかといえば高額な単位で銀匁、小額取引で銭匁と使い分けされたが、かならずしも決定的なものではなかった。
- 4) 取引基準として19世紀30~40年代に目立ってきた銭匁遣いは、以降使

用例が減退に向かい、幕末に向かって銀匁遣いがふたたび主流となっていった。実際の授受貨幣で判明するかぎりの記録を見ると、金貨の使用がある程度目立ってくるが、他の銀遣い地域のようにいまのところ金貨が貨幣授受の際に満面開花的に使用されたような痕跡を確認するにはいたらなかった。

- 5) 幕末期にかけて流通貨幣の主流となったであろう金貨がほとんど取引基準とならず、銀匁が強固に用いられたところに大坂に近接した銀遣い地域の特徴が現れているといえる。それにしても、おなじ紀州でなぜ田辺藩領を中心としてのみ銀匁遣いが現れたのか、当面はこの地域の貨幣需要に見合う銀貨がとくに不足していた、と理解するほかはない。

[後記] 本稿執筆のための調査にあたり、関係史料の所在について有益な情報を頂いた和歌山大学経済学部教授上村雅洋氏、および史料・文献閲覧等で便宜が与えられた田辺市史編纂室および和歌山県立文書館に対し、深く謝意を表したい。なお、本稿は平成11年度松山大学特別研究助成金による研究成果の一部である。

付表1 南紀芳養田尻村庄屋片井家売券

年月	売渡地	此高(合)	代価	売主	宛名
延宝5.3	上・下田1反9畝24歩	3,319.5	米1石6斗	田尻村又八郎	新右衛門
享保6.2	中田1反1畝3歩	1,665	米3石6斗	〃 九郎右衛門	林村 左平次
〃 9.2	上々田 8畝24歩	1,540	米2石9斗	〃 吉右衛門	田尻村久五郎
〃 12.1	田畑 4カ所	750	米3石2斗	〃 太市	林村 与介
〃 12.6	下田 5畝	200	米10石	〃 甚八	鈴木勘兵衛
延享4.12	下々田1反2畝18歩	1,008	米8斗	〃 武右衛門	林村 清六
宝暦7.2	中・下田1反 15歩	1,499	米1斗	林村 茂吉	田尻村庄大夫
明和4.3	上田 6畝18歩	1,089	米3石	田尻村茂作	〃 久左衛門
〃 5.1	下々田 5畝18歩	447.8	米4石	〃 仁左衛門	〃 甚右衛門
〃 9.3	下田1反 19歩	1,169.9	米2石4斗	〃 八内	〃
安永4.12	下田 (不詳)	32	米3石2斗	〃 惣左衛門	〃 六左衛門
〃 9.3	上中下田 7畝3歩	1,000	米3石	林村 良助	〃 甚右衛門
天明3.3	下田 6畝24歩	748	米3石6斗	田尻村磯助	下村 甚兵衛
〃 3.3	中田 5畝18歩	840	米7石	〃	〃
〃 3.3	山林 1カ所		米4石	〃	〃
〃 8.4	中・下田 2畝18歩	337.4	銀1貫020目	境村 与惣兵衛	田尻村庄助
寛政元.2	上田 3畝18歩	250	米4石と 銀220目	林村 左平次	〃
〃 2.4	山林 1カ所		銀500目	田尻村長作	〃
〃 3.12	新下々田 18歩7リ5毛	50	銀85匁	〃 久五郎	〃
〃 4.3	下田 9畝21歩	1,067	米4石1升	林村 左平次	〃
〃 5.2	山林 1カ所		銀200目	〃 善四郎	〃
〃 10.12	山林 1カ所		銀133匁8分	〃 弥大夫女子おきん	〃
〃 11.12	下畑 1畝	80	銀300目	〃 善蔵	〃 勇次郎
〃 12.12	山林 1カ所		米4石	〃 与助	〃 六左衛門
享和元.3	下田 4畝9歩	471	銀330目と 米1石3斗	田尻村甚左衛門	〃
〃 2.3	下田 8畝24歩	968	銀290目	〃 善七	〃
〃 3.12	下田 21歩	77	銀900目	〃 半之丞	〃
文化元.12	新下々田 2畝18歩	208	米7石	林村 圓作	〃
〃 2.4	上田 1畝18歩	264	米1石8斗	〃 六之丞	〃
〃 2.5	下々田1反1畝15歩	919.8	銀810目	〃 定六	三河屋平兵衛
〃 3.5	新下々田 1畝15歩	120	銀700目	〃	才賀屋次助
〃 3.5	新下々田 5畝	400	銀1貫400目	〃	〃
〃 3.12	下田 2畝21歩	297	銀900目	田尻村林兵衛	田尻村六左衛門
〃 3.12	山林 1カ所		銀290目	〃 嘉兵衛	〃
〃 4.5	山林 1カ所		米9斗	田尻村半之丞	田尻村宅兵衛
〃 4.6	中田4町 15歩	675	米1石6斗	林村 仙之右衛門	境村 善兵衛
〃 4.6	中田 4畝18歩	690	米2石6斗	〃	〃
〃 4.6	中・下田1反7畝15歩	2,204.9	銀500目	田尻村善七	田尻村六左衛門
〃 4.7	(不詳)		銀500目	〃	〃
〃 5.12	山林 1カ所		銀140目	林村 圓蔵	〃

年月	売渡地	此高(合)	代価	売主	宛名
文化6.2	上・中・下田6畝25歩	986	銀320目	田尻村甚兵衛	田尻村六左衛門
〃 6.3	中田 9畝3歩	1,365	銀330目	境村 善兵衛	〃
〃 6.3	山林 1カ所		米2石4斗	田尻村惣助	〃
〃 6.3	〃		銀500目	林村 善蔵	〃
〃 6.6	〃		銀200目	田尻村甚兵衛	〃 庄助
〃 6.11	中田・下々畑9畝6歩	1,325	銀150目	林村 弥曾吉	〃 惣兵衛
〃 6.12	山林 1カ所		銀150目	〃	〃 六左衛門
〃 6.12	〃		銀600目	〃	〃
〃 6.12	下田 2畝12歩	262	銀1貫200目 と米8斗	田尻村甚兵衛	〃
〃 7.正	中田 9畝3歩	1,365	銀700目	境村 善兵衛	〃 藤吉
〃 7.正	新下々畑 9歩	12	銀1貫260目	林村 定六	〃 六左衛門
〃 7.3	山林 2カ所		銀230目と 米4斗	田尻村嘉平	〃
〃 7.3	下々田 20歩	53.4	銀200目	〃 六之丞	〃
〃 7.3	中田・下々畑9畝6歩	1,325	銀360目	林村 弥曾吉	〃
〃 7.11	山林 1カ所		銀100目	〃 善蔵	〃
〃 8.3	下々田 3畝6歩	256	銀420目	境村 善兵衛	雜賀屋次助
〃 8.4	下田 5畝13歩	600	銀100目	林村 専之右衛門	田尻村六左衛門
〃 8.4	中・下田1反3畝27歩	1,097	米2石4斗	〃 八右衛門	林村 定六
〃 9.正	山林 1カ所		錢125匁	〃 善蔵	田尻村六左衛門
〃 9.4	〃		銀100目	田尻村宅兵衛	〃
〃 9.12	下田 14歩	52	銀400目	林村 六之丞	〃
〃 10.2	下田 2畝21歩	297	銀1貫200目	田尻村宅兵衛	〃
〃 10.4	中田 8畝6歩	1,230	錢180目	林村 定六	〃 久之右衛門
〃 10.9	下々田1反8畝12歩	1,472	銀1貫650目	南部芝村古谷仙右衛門	田尻村六左衛門
〃 10.12	中田 9畝3歩	1,365	米4石838合 と錢310目	境村 善兵衛	〃
〃 12.3	田 7畝	700	銀130目	林村 安兵衛	〃
〃 13.正	山林 1カ所		銀1貫400目	〃 圓作	林村兵右衛門
〃 13.2	中田・下畑	786.5	銀700目	〃	(不詳)
〃 13.3	上田	528.5	銀109匁	田尻村嘉平	田尻村六左衛門
〃 13.7	山林 1カ所		錢100目	〃 宅兵衛	〃
〃 13.7	下々田	112	錢150目	〃	〃
〃 13.12	山林 1カ所		錢150目	田尻村新兵衛	田尻村六左衛門
〃 14.12	山林 1カ所		米3石2斗	林村 茂七	〃
〃 14.12	藪田1反1畝	700	米2石	〃 市蔵	〃
〃 15.2	下田 2畝	220	(不詳)1貫 350目	下村 米屋銀兵衛	〃
〃 15.3	藪 1カ所		錢40目	林村 善右衛門	〃
〃 15.12	中田 1畝	140	米4斗	田尻村平兵衛	〃
文政元.12	山林 1カ所		錢30目	林村 兵蔵	林村 善四郎
〃 2.2	新下々田 9歩	15	銀50目	南部古谷仙右衛門	芋村 清兵衛
〃 2.4	山林 1カ所		銀50目	田尻村嘉平	田尻村六左衛門

年月	売渡地	此高(合)	代価	売主	宛名
文政2.11	田畑	729.2	銀550目	林村 宮蔵	田尻村六左衛門
〃 3.3	山林 1カ所		錢55匁	〃 兵蔵	〃
〃 5.5	下田 2畝	220	銀1貫280目	境村 勇次郎	〃
〃 6.4	下畑 6畝24歩	544	銀440目	芋村 清兵衛	〃
〃 6.7	山林 1カ所		米5斗	田尻村宇兵衛	〃 茂兵衛
〃 8.2	下々田 12歩	31.6	銀200目	林村 長五郎	米屋藤右衛門
〃 8.3	山林 1カ所		銀730目	〃 兵助後家	田尻村六左衛門
〃 9.3	山林 1カ所		錢20目	鈴木半之右衛門	〃 茂平
〃 9.3	田地 4カ所		銀4貫目	下村 与吉	井原谷五郎四郎
〃 10.6	田地	744	錢450目	境村 徳兵衛	田尻村六左衛門
〃 10.閏6	田 1畝	110	錢1貫750目	田尻村半之丞	〃
〃 10.12	田畑	1,776	錢350目	境村 喜惣兵衛	干鯛屋金兵衛
〃 11.3	中田 9畝6歩	1,334	錢100目	〃 六之丞	田尻村六左衛門
〃 11.12	山林 1カ所		米10石8斗	田尻村磯五郎	芋村 清兵衛
〃 13.2	山林 2カ所		錢895匁	田辺本町半蔵	〃 茂平
〃 13.閏3	林 1カ所		錢600目	林村 常吉	下村 井原弥助
天保2.2	田畑3反2畝12歩	3,650.9	銀9貫目	南部南道村六兵衛	田尻村六左衛門
〃 2.6	田畑	362	銀2貫目	下村米屋彦四郎	〃 茂平
〃 3.11	新下々畑 1畝		米2石4斗 (代銀168匁)	境村 金六	下村 四郎次郎
〃 3.閏11	田 5畝21歩	855	銀450目	田尻村清吉	田尻村茂平
〃 5.12	山林 1カ所		銀700目	芋村 清兵衛	片井茂平
〃 6.3	新下々田 25歩	200	銀900目	境村 幸兵衛	田尻村六左衛門
〃 7.3	山林 2カ所		銀130目	大坊 与吉	〃
〃 7.7	山林 2カ所		銀410目	田尻村宅兵衛	〃
〃 7.11	中田 5畝21歩	855	錢900目	〃 清吉	〃
〃 7.12	田畑 4カ所		銀750目	境村 作兵衛	〃
〃 7.12	新畑	92	錢800目	田辺 おらる	林村 八百七
〃 7.12	山林1カ所		錢120目	とんへり 伊兵衛	田尻村六左衛門
〃 8.2	下々山田 6歩	10	錢(額不詳)	井原 市右衛門	芋村 源蔵
〃 8.3	新田方	20	錢10目	田尻村和平	井原 市右衛門
〃 8.4	上田 2畝9歩	338	錢30目	境村 捨之助	田尻村六左衛門
〃 8.5	山林 1カ所		錢180目	境村大坊与吉	〃
〃 8.6	中・下田2反5畝29歩		錢2貫100目	田尻村半之丞娘おらる	〃
〃 8.6	中・下田2反6畝9歩		錢1貫650目	〃 〃 よい	〃
〃 8.7	中田 9畝24歩		錢280目	境村 善之丞	境村善右衛門後家
〃 8.12	下田 8畝9歩	913.4	錢700目	田尻村新作	田尻村六左衛門
〃 9.2	新下々田 2畝15歩	400	銀450目	田辺切目屋伝六	林村 九兵衛
〃 9.3	中田 1畝2歩	160	錢1貫200目	田尻村林蔵	田尻村六左衛門
〃 9.4	山林 1カ所		錢250目	西野々村五郎松	〃
〃 9.4	山林 1カ所		錢1貫500目	林村 九右衛門	〃

年月	売渡地	此高(合)	代価	売主	宛名
天保9.6	中畑 1畝24歩	135	銭120目	境村 庄兵衛	田尻村六左衛門
〃 9.7	中田 1畝	150	銭500目	林村 藤兵衛	〃
〃 9.秋	中田 9畝24歩	1,421	銀400目	境村幸兵衛後家	〃
〃 9.12	新山田 1カ所	15	銀550目	芋村 清兵衛	(芋村カ)茂兵衛
〃 9.12	新下々田 12歩	32	銀900目	三河屋平兵衛	林村 藤兵衛
〃 10.2	野口畑 4畝	100	銀220目	林村 五平	田尻村平五郎
〃 10.3	下々田 2畝18歩	112	銀430目	田尻村宅兵衛	〃 六左衛門
〃 10.3	新畑 1カ所	10	銭1貫100目	大坊 捨松	〃
〃 10.3	山林 1カ所		為代銀銭300目	田尻村宅兵衛	〃
〃 10.4	新下々畑 1畝6歩	32	銀1貫250目	林村 藤兵衛	〃
〃 10.6	下々畑 21歩	28	銀(額不詳)	はや村定之丞	はや田尻村六助
〃 11.12	中田1反9歩3厘	1,134	銀700目	林村 楠本武膳	〃片井六左衛門
〃 13.3	田 3カ所		銀2貫400目	〃 庄屋九兵衛	林村 平七
〃 13.3	新畑 1カ所	5	銭200目	大坊 松兵衛	片井六左衛門
〃 13.4	中畑2畝25歩5厘	375	金10兩	林村 竹之助	田尻村夷三郎
〃 13.4	田畑		銀798匁	芋村 佐太夫	〃 六左衛門
〃 13.11	田2カ所1反18歩	1,037	銀250目	井原 弥助	〃 伊八
〃 13.12	田	122.7	銀2貫200目	境村 地下中	境村 幸兵衛
〃 14.4	山林 1カ所		銀1貫700目	林村 政蔵	田尻村六左衛門
〃 15.12	新畑	92	銭160目	〃 弥兵衛	〃 藤兵衛
弘化2.6	下田1反9歩	1,133.6	銭1貫100目	〃 久七	〃片井六左衛門
〃 2.12	山林 1カ所		銀600目	境村 政蔵	〃
〃 4.正	畑3カ所1反1畝3歩	1,599.5	銭550目	芋村 六兵衛	〃
〃 4.8	新下々山田 15歩	25	銭500目	大坊 九兵衛	〃
〃 4.12	中田 2畝24歩	420	銭330目	林村 藤兵衛	〃 吉助
〃 5.2	下田 8畝9歩	913.4	銭1貫100目	田尻村清吉	片井六左衛門
〃 5.2	新下々田4歩1厘7毛	10	銭800目	境村 長大夫	〃
嘉永3.?	中田 7畝27歩	1,130	銭250目	芋村 源吉	(不詳)
〃 4.3	新下々田 2畝18歩	208	銀690.88匁	小野村勘右衛門	林村原田九兵衛
〃 5.12	下々畑 9歩	12	銀250目	江川 徳兵衛	紺屋町長七
〃 5.12	上田 3カ所		銀4貫400目	西野村兵七	西野村新兵衛
〃 6.正	新下畑 1畝2歩62	87	銀2貫目	田尻村彦吉	渋谷繁助・片井六左衛門
〃 6.正	中畑 24歩	100	銀(不詳)	下田松(カ)藤七郎	片井六左衛門
〃 6.3	畑・屋敷	565	銭696.86匁	田尻村喜平	〃
〃 7.3	上田1反21歩	1,765	銀400目	紺野町弥蔵	粉屋又七
〃 7.4	中田1反21歩	165	銭1貫50目	林村太兵衛	片井六左衛門
〃 7.9	新下々田 2畝5歩	110	銭1貫600目	西野村由兵衛	〃
安政2.4	屋敷 28歩5	132	銭300目	林村 半七	田尻村藤兵衛
〃 5.4	野口田地 7畝	720	銭500目	〃 新七	片井六左衛門
〃 6.2	下々畑 25歩	38.6	金2兩	境村 松兵衛	〃

年月	売渡地	此高(合)	代価	売主	宛名
安政6.5	下々田 2畝	160	銀550目	紺屋町幸兵衛	とんケ(?)惣五郎
〃 6.12	田畑	1,524.1	銀5貫50目	林村 圓作	田尻村茂七
〃 7.3	下畑 14歩	36	銀60目	野口 隆平	片井六左衛門
万延元.4	畑 7畝17歩5	664.5	銀346.61匁	野口氏	長兵衛
〃 元.4	畑 3畝半	393.75	銀202匁	〃	片井六左衛門
文久元.4	茶(畑)	30	錢250目	(不詳)	(不詳)
〃 2.4	田地 3カ所		銀4貫474匁 5分	堅田屋清七	片井六左衛門
〃 2.6	下々田 12カ所		銀12貫483 3分	〃	〃
〃 2.11	屋敷 1カ所	56	銀200目	田川谷忠之助後家	〃
〃 2.11	下々田 4畝16歩7	364.5	銀991匁	〃 伊平	〃
〃 2.11	新下田 1畝5歩73	131	銀550目	豊助後家	〃
元治元.12	肉桂植込 2カ所		銀11貫200目	西本庄村四郎兵衛	〃
慶応2.3	下畑 3歩7	12.5	銀5貫目	中村 利平	〃
(不詳)	中畑 3歩	12.5	銀900目	境村 利平	中村喜八
慶応2.8	山林 1カ所		銀1貫100目	田川谷 利吉	片井六左衛門
〃 3.3	新下々山畑 2畝15歩	62.5	銀2貫900目	伊作田谷村 弥助	〃

典拠：田辺市史編纂室架蔵、片井家文書各売券。

付表2 南紀芳養田尻村庄屋・片井家借用証文

年月	借用額	借主	宛名
天明8.4	米8石654合	田尻村惣百姓中	田尻村庄助
寛政7.12	米1石	〃 庄兵衛	〃
〃 7.12	錢100目	林村 勇助	〃
〃 10.12	銀500目	〃 義助	〃 六左衛門
〃 11.12	錢160目	〃 五大夫	〃
享和元.3	米1石3斗	田尻村金蔵	〃
〃 元.4	銀33匁6分	〃 藤右衛門	米屋三郎兵衛
〃 2.7	錢100目	田尻村中	田尻村六左衛門
文化元.7	米6石	林村 善蔵	〃
〃 2.12	錢180目	田尻村嘉兵衛	林村割濟御連中
〃 2.12	銀160目	〃 善七	田尻村六左衛門
〃 3.12	米1石2斗	〃 惣助	〃
〃 4.6	錢200目	境村 善兵衛	〃
〃 4.12	錢600目	田尻村甚兵衛	〃
〃 8.3	銀100目	〃 宅兵衛	〃
〃 8.3	銀50目	〃	〃
〃 10.12	米1石2斗	林村 茂七	〃
〃 11.3	銀50目	田尻村平兵衛	〃
〃 11.12	銀200目	楠木越後正	〃
〃 12.2	米1石2升	境村 圓八	徳八郎

年 月	借用額	借 主	宛 名
文化13.12	米1石2斗	林村 茂七	田尻村六左衛門
〃 13.12	錢 180 目	〃 幾七	〃
〃 15.2	米4斗	田尻村惣助	〃
〃 15.3	錢 200 目	林村 圓作	〃
文政元.12	錢 60 目	田尻村林兵衛	〃 茂平
〃 元.12	錢 50 目	林村 弥曾吉	林村 金兵衛
〃 元.12	錢 150 目	〃 善四郎	田尻村六左衛門
〃 6.12	錢 100 目	境村 磯八	〃
〃 9.2	錢 60 目	〃 六之丞	〃
〃 11.4	錢 60 目	田尻村圓兵衛	〃 茂平
〃 13.12	錢 70 目	芋村 次平	〃 彦吉
天保3.12	錢 50 目	かたえ村 茂平	庄屋 清兵衛
〃 5.2	銀 200 目	中村 半吾	林久助・花屋弥吉
〃 5.3	金 2 兩	林村 常吉	田尻村六左衛門
〃 5.12	錢 50 目	林村 忠之助	田尻村六左衛門
〃 5.12	錢 300 目	芋村 佐大夫	〃 茂兵衛
〃 6.3	米3石	境村 幸吉	〃 六左衛門
〃 6.11	8石333合	林村庄屋八四郎	〃 六助
〃 6.12	米4石9斗	林村 若大夫	〃 六左衛門
〃 6.12	錢 700 目	境村 幸兵衛	堅江 茂兵衛
〃 6.12	錢 120 目	〃 圓兵衛	田尻村六左衛門
〃 6.12	錢50目と米816合	林村 久七	〃
〃 7.3	錢 100 目	芋村 善作	〃
〃 7.6	銀 500 目	境村 武右衛門	上村屋茂兵衛取次
〃 7.12	銀 200 目	西野村徳松	上村屋茂兵衛
〃 7.12	銀1貫目と金5兩	(村不詳)庄屋太七	田尻村六左衛門
〃 8.3	錢 200 目	西野村五郎蔵	〃
〃 8.4	錢 300 目	境村 平七	〃
〃 8.5	錢 600 目	熊岡村(カ)源大夫	〃 茂兵衛
〃 8.7	錢 100 目	下村 与吉	片井 茂兵衛
〃 8.11	錢 300 目	境村大坊与吉	〃 六左衛門
〃 8.12	銀4貫目	三河屋源吾	〃
〃 8.12	錢1貫目(此米10石)	境村 武右衛門	〃
〃 9.2	錢 250 目	〃 □兵衛	井原 甚兵衛
〃 9.5	錢 70 目	〃 玄平	田尻村六左衛門
〃 9.6	金5兩と錢50目	〃 武右衛門	〃
〃 9.10	金5兩	樽屋 善吉	渋谷繁助・庄屋六左衛門
〃 9.12	銀 230 目	林村 久七	林村 九右衛門
〃 10.6	錢 300 目	芋村 圓兵衛	田尻村六左衛門
〃 12.閏正	錢 600 目	境村 武右衛門	〃

年月	借用額	借主	宛名
天保12.12	錢1貫500目	平野村庄屋洪谷繁助	田尻村六左衛門
〃 13.8	金10兩(代64匁7分替)	西山村銀之丞	〃

典拠：田辺市史編纂室架蔵、片井家文書各借用証文。

付表3 中辺路・能城家借用証文

年月	借用額	質物	期間	借主	証文宛先
文化2.11	米4石	後藤替株半株家財	1年	沢村 三二郎	いつみや 喜七
〃 2.12	米2石	新田1反	1年	〃 源七	とんだや 善六
〃 2.12	米1石5斗	不詳	1年	〃 総代組頭	富田屋善六
〃 3.11	銀140目	中田8畝	2年	源六	いつみや 喜七
〃 14.12	銀100目	田	7ヵ月	沢村 専蔵	小野村善右衛門
文政2.閏4	金1兩1歩	中田5畝	7ヵ月	熊ノ川村 善蔵	熊ノ川村 十大夫
天保3.11	米1石8斗(9人分)	下田5畝	9年	沢村 伴二郎	割濟御連中
〃 3.11	米1石6斗(8人分)	下田5畝	8年	〃 用吉	〃
〃 5.3	銀100目	不詳	9ヵ月	〃 善三郎	熊野川村 和兵衛
〃 5.11	米4石7斗4升(12人分)	下田5畝	12年	内井川村 岩蔵	割濟御連中
〃 6.11	米3石9斗6升(11人分)	中田5畝	11年	〃 吉之助	〃
〃 6.11	錢182匁(13人分)	中田5畝	13年	〃 長之助	〃
〃 6.12	銀438匁2分	田2反3畝	1年	〃 桑太郎	内井川村 彦吉
〃 6.11	米2石(10人分)	中田5畝	10年	〃 金三郎	割濟御連中
〃 6.11	米2石2斗(11人分)	中田5畝	11年	〃 文二郎	〃
〃 6.12	米1石	田5畝	1年	〃 梅吉	内井川村 吉之助
〃 7.3	錢404匁8分(11人分)	田13畝	11年	〃 伝五郎	割濟御連中
〃 8.10	米2石8斗(10人分)	中田9畝	10年	〃 幸作	御連中
〃 8.11	米1石6斗1升(7人分)	田5畝	7年	〃 為之助	割濟御連中
〃 8.11	米1石8斗(9人分)	中田4畝	9年	〃 喜代松	〃
〃 8.11	米2石(10人分)	中田5畝	10年	〃 文二郎	〃
〃 8.12	米2石6斗(10人分)	田7畝	不詳	〃 吉三郎	〃
〃 8.12	錢156匁(12人分)	中田5畝	不詳	〃 四之助	御連中
〃 8.12	錢400目	田2畝	1年	〃 仙松	内井川村 春松
〃 9.4	金2兩2歩2朱	下田5畝	8ヵ月	〃 長之助	内井川村 春松
〃 9.11	銀(不詳)但金10兩1分	中田2反	1年	〃 由之助	備中屋六左衛門
〃 9.12	金4兩		3ヵ月	〃 源四郎	温川村 文平
〃 10.正	金1兩	畑3畝	1年	〃 次郎蔵	内井川村 岩蔵
〃 10.11	錢110目(10人分)	田畑6畝	11年	〃 弁六	御連中
〃 10.11	米1石3斗6升(8人分)	中田5畝	8年	〃 仙松	割濟御連中

年月	借用額	質物	期間	借主	証文宛先
天保10.11	錢150目		13カ月	内井川村 四之助	内井川村 兼蔵
〃 10.11	米1石6斗(8人分)	中田2畝	8年	〃 弁六	割濟御連中
〃 10.11	錢182匁(13人分)	田8畝	13年	〃 兼二郎	〃
〃 11.10	錢105匁(7人分)	下田4畝	7年	〃 三兵衛	割濟御連中
〃 11.11	米1石8升(6人分)	田畑8畝	6年	〃 善四郎	〃
〃 11.11	米1石2斗(6人分)	田4畝	6年	〃 四郎兵衛	〃
〃 12.2	錢340目(17人分)	中田8畝	17年	〃 文次郎	〃
〃 12.11	米1石1斗2升(7人分)	田3畝	7年	〃 富蔵	〃
〃 12.11	米2石1斗6升(6人分)	田1反	6年	〃 仙松	〃
〃 12.11	錢272匁(16人分)	下田6畝	16年	〃 治助	〃
〃 13.11	錢247匁5分(15人分)	下田8畝	15年	〃 岩蔵	〃
〃 13.11	錢112匁(7人分)	下田4畝	7年	〃 吉三郎	〃
〃 13.11	米2石1斗6升(6人分)	下田5畝	6年	〃 四之助	〃
〃 14.3	錢480目(30人分)	下田1反2畝	15年	〃 岩蔵	〃
〃 14.11	錢345匁(23人分)	田畑5畝半	不詳	〃 兼蔵	長之助他23人
〃 14.11	錢280目(14人分)	下田5畝	14年	〃 富蔵	割濟御連中
〃 14.11	錢238匁(14人分)	田4畝	14年	〃 吉之助	〃
〃 15.正	錢595匁(17人分)	下田1反	17年	〃 弁二郎	〃
〃 15.7	錢330目(22人分)	田5畝	11年	〃 梅三郎	〃
〃 15.11	錢247匁(13人分)	田3畝・山林	13年	〃 平三郎	〃
〃 15.11	米1石5斗2升(4人分)	下田5畝	4年	〃 六兵衛	〃
〃 15.12	錢273匁(13人分)	下田5畝	10年半	〃 岩蔵	〃
弘化2.11	錢420目(14人分)	下田8畝	14年	〃 岩蔵	〃
〃 2.11	錢68匁(4人分)	下田2畝	4年	〃 兼二郎	〃
〃 2.11	錢204匁(12人分)	下田4畝	12年	〃 弁吉	〃
〃 2.11	錢247匁(19人分)	中田6畝	9年半	〃 吉蔵	〃
〃 3.7	錢216匁(18人分)	下田6畝	18年	〃 長之助	〃
〃 3.11	金7兩2分(15人分)	田畑2反	15年	〃 富蔵	〃
〃 3.11	錢209匁(11人分)	下田5畝	11年	〃 兼二郎	〃
〃 3.11	錢416匁(13人分)	下田8畝	13年	〃 兼二郎	〃
〃 3.11	錢187匁(17人分)	下田7畝	8年半	〃 栄二郎	〃
〃 3.11	錢51匁(3人分)	田2畝	3年	〃 十兵衛	〃
〃 3.11	錢(額不詳)(11人分)	下田6畝	11年	〃 房吉	〃
〃 4.3	錢176匁(16人分)	下田4畝	8年	〃 善四郎	〃
〃 4.11	錢170目(10人分)	下田8畝	10年	〃 六之助	〃
〃 4.11	錢594匁(18人分)	中田1反	18年	〃 文二郎	〃
〃 4.11	錢150目(15人分)	下田5畝	15年	〃 為二郎	〃
〃 4.11	錢360目(12人分)	下田3畝	12年	〃 幸三郎	〃
嘉永元.3	錢140目(14人分)	下田4畝半	7年	〃 留八郎	〃
〃 元.11	金9兩2歩(19人分)	田1反3畝	19年	〃 由三郎	〃

年月	借用額	質物	期間	借主	証文宛先
嘉永元.11	金9兩2步(19人分)	田1反3畝	19年	内井川村 留八郎	割濟御連中
〃 元.11	錢348匁(12人分)	下田7畝	12年	〃 嘉吉	〃
〃 元.11	錢221匁(17人分)	不詳	17年	〃 吉之助	〃
〃 元.11	錢104匁(13人分)	下田2畝半	6年半	〃 長二郎	〃
〃 2.11	金2兩2朱	田6畝	1年	〃 平四郎	元吉
〃 2.11	錢121匁(11人分)	畑6畝	5年半	〃 四之助	割濟御連中
〃 4.12	錢400目(16人前)	中田8畝	16年	〃 善四郎	〃
〃 4.12	金9兩(18人分)	中田1反3畝	18年	〃 伝五郎	〃
〃 4.12	錢280目(10人分)	下田5畝	10年	〃 仙四郎	〃
〃 4.12	錢85匁(10人分)	下田3畝	10年	〃 用藏	〃
〃 5.3	錢77匁(9人分)	下田3畝	4年半	〃 三藏	〃
〃 7.正	錢160目(16人分)	田4畝	8年	〃 甚吉	〃
〃 7.7	錢127匁5分(15人分)	田3畝	7年半	〃 兼二郎	村御連中
安政2.11	錢230目	中田6畝	10年	〃 敏二郎	割濟御連中
〃 3.7	錢88匁	中田2畝	5年半	〃 兼二郎	割濟御連中
〃 3.11	錢287匁	「半巾」1反3畝	14年	〃 友吉	〃
〃 3.11	錢90目	(不詳)7畝	6年	〃 友吉	〃
〃 3.11	錢164匁5分	中田1反	7年	〃 か吉	〃
〃 3.11	錢65匁	下田5畝	2年半	〃 友藏	〃
〃 3.11	錢198匁	下田有巾5畝	9年	〃 兼二郎	〃
〃 3.11	錢450目	下田有巾1反	15年	〃 留八郎	〃
〃 4.正	錢65匁	中田2畝	5年	〃 吉三郎	〃
〃 4.11	錢378匁	新田青田6畝	14年	〃 兼藏	〃
〃 4.11	錢72匁	中田2畝	4年半	〃 仙松	〃
〃 4.11	錢176匁	中田5畝	8年	〃 仙松	〃
〃 4.11	錢260目	下田1反	13年	〃 十平	〃
〃 5.正	錢72匁	下田2畝	4年半	〃 勘二郎	御連中
〃 6.11	錢384匁	下田5畝	12年	〃 長之助	御連中
万延元.3	錢380目	下田1反	19年	沢村 永藏	割濟御連中
文久2.正	錢800目	下田2反	3年	〃 佐右衛門	小野村善次郎
〃 2.2	銀798匁78	下田2反	10ヵ月	〃 佐右衛門	〃
〃 3.11	錢420目	中田9畝	21年	〃 岩藏	栄藏親 割濟御連中
〃 3.11	米(不詳)	不詳	満会迄	〃 甚兵衛他	小寺親 割濟御連中
元治元.11	錢240目	中田6畝	8年	〃 甚兵衛	割濟御連中
〃 元.11	錢660目	中田6畝	23年	〃 岩藏	〃
慶応2.11	錢320目	中田5畝	16年	〃 彦藏	〃
〃 2.11	錢609匁	新田5畝	21年	〃 佐右衛門	〃
明治元.閏4	金1兩1分	中田5畝	7ヵ月	不詳	熊ノ川村 十大夫他

出典：『中辺路町誌』史料(1992), 530-663頁。